

令和2年6月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年6月24日（水）午後1時30分～午後3時25分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 10名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 6番 西岡 豊委員
7番 川崎 一男委員 8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 なし
5. 事務局 次長 富士原 夏樹

6. 議案 第1号議案 農用地利用集積計画について
第2号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について
第3号議案 農地法第4条許可申請について
第4号議案 農地法第5条許可申請について
第5号議案 非農地証明願について
第6号議案 令和2年度室戸市農業委員会活動計画について
第7号議案 令和2年度農地パトロールについて
第8号議案 令和2年度農業者年金加入推進活動計画について

その他の件 ① ふるさと納税返礼品の農業部門の実績等について
② 8月広報原稿（案）の報告について
③ 公務災害補償制度について

（開会時刻午後1時30分）

議 長 (島巻会長の挨拶)

ただいまから6月定例総会を開会致します。

はじめに事務局より諸般の報告及び農業委員会の5月総会後から本日までの活動状況について報告します。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中10名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

推進委員の出席者数は10名中9名のご出席で、竹崎芳行委員よりご欠席の報告をいただいております。

また、本日中屋局長は所要により欠席となっております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 農用地利用集積計画について

第2号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について

第3号議案 農地法第4条許可申請について

第4号議案 農地法第5条許可申請について

第5号議案 非農地証明願について

第6号議案 令和2年度室戸市農業委員会活動計画について

第7号議案 令和2年度農地パトロールについて

第8号議案 令和2年度農業者年金加入推進活動計画について

その他の件 ① ふるさと納税返礼品の農業部門の実績等について

② 8月広報原稿（案）の報告について

③ 公務災害補償制度について

の順となっております。

また、先月総会から本日までの活動状況の報告ですが、羽根地区にて農地の相談1件、元地区にて農地の相談1件ありまして、それぞれ担当地区委員の山崎委員、藤岡委員に現地においていただきそれぞれ、解決していただいたことをご報告いたします。また、6月8日に役員

会を開催し、本日の議案審議していただく案件について検討していただきました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは4番 小松委員 5番 谷村委員にお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 番号1 農用地利用集積計画について議題といたします。この件につきまして、産業振興課田村主事より説明を願います。説明の間、休憩します。

産業振興課 田 村 第1号議案番号1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。借受人・貸付人は議案書をご覧ください。
場所は、羽根町字タノヲノ畝1筆、字太田谷1筆の計2筆で、地目は2筆とも畑となっており、地積は498㎡、669㎡となっています。設定する利用権は賃借権で設定期間は令和2年7月1日から令和17年6月30日までの15年間となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より1号議案の内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

9 番 第1号議案 農用地利用集積計画について証言します。6月15日の
尾 崎 午後2時半から事務局富士原次長、黒岩推進委員と自分の3人で
現地を確認してきました。現地は議案書記載をご覧ください。申請内
容については産業振興課より説明のあったとおりです。審議の方をよ
ろしくお願いします。

議 長 担当地区委員さんより、現地確認の説明がございました。ただいまの
証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(なし)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。農用地利用集積計画につ
いての、市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。

議 長 続きまして、第2号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農
用地区域からの除外）について議題といたします。
この件につきまして産業振興課 田村主事より説明をいたします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課
田 村

第2号議案 農業振興地域の整備に関する法律第13条に基づく、農用地区域からの除外の申請です。申請者は議案書をご覧ください。場所は室戸岬町字高岸の1筆で登記地目は田、地積は1,156㎡で現在の利用状況は原野となっております。変更後の用途はありません。申請地は長年耕作しておらず、原野となっており、今後申請地を耕作する予定もなく、除外後は非農地証明を出す予定となっております。以上です。

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。2号議案番号1について、関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

5 番
谷 村

第2号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更について証言します。6月16日に事務局富士原次長、推進委員の中島さんと私と申請者代理人の中島さんと4人で現場を確認しました。その場所は、田村氏が言ったように大きな木が生え繁って、自分の知っている限りでは、田として耕作していた覚えはないと思います。50年から60年あまり作ってないと思います。この申請地の近くの方は、10年程前までは作っていましたが、この申請地は田として耕作しておらず、農地としての復旧は困難であります。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。第2号議案について、担当地区委員さんから報告いただきました。ただいまの証言について、ご意見ご質問のある方はございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますので、第2号議案 農用地区域からの除外について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第2号議案につきましては、農用地区域から除外することを承認することに決定致します。
田村主事は、ここで公務のため退席となります。ありがとうございます。

議 長 続きまして、第3号議案 番号1 農地法第4条許可申請について、議題といたします。この件につきまして事務局より説明をいたします。説明の間、休憩をいたします。

事 務 局 第3号議案番号1の申請地は吉良川町字内馬路の3筆で、登記地目はいずれも 田、現況地目は非耕作地、地積がそれぞれ1,349㎡、323㎡、419㎡の計2,091㎡で、農用地区域外です。本申請は、残土置場についての転用申請で、申請人は議案書をご覧ください。
以上については、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に沿って、説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。この議案は私の担当地区でございますが、議長をしているため現地調査の説明は久保推進委員さんをお願いいたします。

久保 利文
推進 委員 第3号議案番号1 農地法第4条許可申請について証言いたします。申請内容は事務局より説明がございました。6月15日に島巻会長、事務局富士原次長、行政書士の小倉さんと私の4名で現地の確認を行いました。申請地は西の川橋西詰から県道を500m程上流に上がったところに吉良川中学校があり、その裏手に位置しております。周辺は耕作されず荒廃が進んでおり農業の再開は見込めません。隣地の東側がネギ畑になっておりますが、擁壁で仕切られておりまして影響は考えられません。また、隣接地権者の承諾を得ており、転用について問題はないものと考えますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当地区委員さんからの報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方は、お願いいたします。

(なし)

議長 無いようでございますので、お諮りします。第3号議案番号1 農地法第4条許可申請について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議長 続きまして第4号議案番号1 農地法第5条許可申請の件について
議題といたします。この件につきまして事務局より説明いたします。
説明の間、休憩いたします。

事務局 第4号議案番号1 農地法第5条許可申請について説明いたします。
申請地は室戸岬町字スカ崎の1筆で、登記地目 田、現況 原野、
面積が1,703㎡、農用地区域外であります。
本申請の申請人は議案書のとおりで、砂利採取のための賃貸借権の
設定についての一時的転用の申請です。申請期間は、許可日から6カ
月間です。
以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので調査書
に沿って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長 はい、説明が終わりました。休憩前に引き続き会議を開きます。
第4号議案について、関係担当地区委員さんの現地報告をお願いします。
ます。

5番 第4号議案農地法第5条許可申請について説明します。内容につい
谷村 ては、先程の事務局の説明のとおりです。
6月16日午後1時半に私と中島推進委員、事務局富士原次長、申

請人（賃借人）で現場を確認しました。申請地の横の田も何年も耕作しておらず、だいぶ木も生えてきており、何等問題ないと思われ
ます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんからの説明がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方お願いいたします。

（な し）

議 長 格別ないようでございますので、お諮りします。第4号議案番号1
農地法第5条許可申請について、ただいまの意見に賛成の方の挙手
をお願いします。

（全員挙手）

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第4号議案についてはこれを承認し、県へ進達することに、
決定いたします。

議 長 続きまして第5号議案番号1 非農地証明願の件について議題といた
します。この件につきまして、事務局より説明いたします。
説明の間、休憩します。

事務局 第5号議案番号1の申請地は、羽根町字中野の1筆で面積が238㎡、農用地区域外であり、登記地目 畑、現況地目 原野となっています。申請人は議案書のとおりです。当該地は、平成20年に父から受け継いだ土地で休耕畑の状態でしたが、平成26年8月10日の豪雨の土石流により土砂が2m程堆積し、農地への復旧が困難となっています。

なお、先月農用地区域からの除外申請で、県からの同意を得ておりますが、隣接地の1675-1と一緒に一部残土置場となっていたことから、除外申請時に、始末書を県・及び市の方へ提出済みであります。

事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

9番尾崎 第5号議案非農地証明について証言します。場所は羽根川の東側の市道を2.5kmくらい入ったところに大岸の集落があります。それから300m程行ったところに谷がありまして、その谷のすぐ横にあります。以前に非農地証明をしたすぐ横の所で前の時から土砂が堆積していました。

申請の内容については事務局の説明のとおりです。6月15日午後2時半から行政書士の小倉さん、事務局富士原次長、黒岩推進委員の4人で現地を確認してきました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 関係担当地区委員さんからの報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(なし)

議 長 格別、無いようでございますのでお諮りします。
第5号議案番号1について、非農地としての意見に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号1は非農地として承認することに決定いたします。

議 長 続きます。番号2について議題といたします。事務局より説明をいたします。説明の間、休憩をいたします。

事 務 局 第5号議案番号2 非農地証明願の申請地は、吉良川町字下モウド丙の1筆で、面積が849㎡、農用地区域外であり、登記地目畑、現況地目原野となっています。申請人は議案書のとおりです。当該地は、昭和62年9月7日に亡父が相続して以来、20年以上耕作しておらず、原野状態であり農地への復旧が困難となっています。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、番号2について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いいたします。

2 番 第5号議案番号2 非農地証明願の件について説明いたします。
細 川 場所は吉良川町黒耳です。場所については議案書をご覧ください。
6月11日午後1時30分、海老川推進委員、下司推進委員、事務局富士原次長、代理人である行政書士の小倉さんと私の5人で現地を

確認しました。議案書の事由のとおり雑草・葛が繁殖し、原野状態です。これからも農地への復旧回復はおそらく困難であろうと思われますので、ご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号2について関係担当地区委員さんから説明がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 格別無いようでございますのでお諮りします。
番号2について非農地と承認する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号2については非農地と承認することに決定致します。

議 長 続きまして、第6号議案 令和2年度室戸市農業委員会活動計画について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事務局 (資料1にて説明する。) 7月の県外先進地視察研修について、2年に1度開催しており、今年度が視察研修の年となっておりますが、6月8日の役員会で審議した結果、新型コロナウイルス等の影響で県外をまた

ぐ移動や研修の受入先の確保が難しいことから、今年度は中止し来年度に実施してはどうかとの提案がありましたことをご報告します。

今年度は4月以降、その他の会議等も、会議を開催せずに書面議決等を行っている状況です。

議長 事務局より内容について、説明がございました。みなさんに確認したいと思います。2年に1回、7月上旬に県外先進地視察研修を行っていました。今年はみなさんご承知のとおり、新型コロナの関係で先延ばしにしても、受け入れてくれる所がないと思われます。先日の役員会で、局長出席のうえ、審議した結果、今年度は中止して来年へ先送りすることを決めて、総会に諮ることとしました。また、資料7については、例年行っております農業委員会全員研修会の案内です。今年度はコロナの関係で密集を避けて、午前と午後の2回に分けて行うとのこと。毎月の定例会や役員会は予定通り行う予定です。来年度はコロナが終息しましたら、例年とおり6月に農地パトロールを行い、7月上旬に県外先進地視察研修の段取りを行っていきたくと考えております。8月以降につきましては、第6号議案の資料1の予定に基づいて活動を行っていきたくと考えております。ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(なし)

議長 格別ないようでございますのでお諮りします。第6号議案令和2年度室戸市農業委員会活動計画について、いまお示しいたしましたことに基づいて、活動していくことにしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第6号議案については、承認することに決定致します。

議 長 続きまして、第7号議案 令和2年度農地パトロールについて、事務局
より説明いたします。説明の間、休憩します。

事 務 局 (資料2 農地パトロールの説明)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より内容について、説明がご
ざいました。農地・農政 部会長・副部会長の決定のもと7月7日に、
農地部会、7月9日に農政部会と10人ずつに分かれて実施いたします。
この日程と内容でお諮りして承認いただけましたら、改めて配車の調整
をした後、みなさんに通知を出します。ただいまの説明について、ご質
問はありませんでしょうか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。ただいまの内容で賛成の方
の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
第7号議案について、承認することに決定致します。
部会長さん・副部会長さん、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、第8号議案 令和2年度農業者年金加入推進活動計画について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事 務 局 資料3 令和2年度農業者年金推進活動計画についてご覧ください。
農業委員会はお案内のとおり農業者年金の推進を活動の中の重要なものと位置付けております。農業者さんのなかで、こういう制度があったのに知らなかったということがないように、これからも啓発をしていきたいと思っております。また、昨年度は戸別訪問をして、推進していただきました。今年は会長と相談しながら、新型コロナウイルスの影響も考慮しながら進めていきたいと思っております。昨年度に引き続き農業者年金の内容につきましては研修等も予定しておりますので、よろしく願いいたします。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を行います。質問等はございませんか。

(な し)

議 長 事務局より資料の説明がありましたが、資料3に基づき室戸市農業委員会が活動していくことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第8号議案について、承認し活動していくことに決定致します。

議長 長 続きまして、その他の件① ふるさと納税返礼品の農業部門の実績
について議題といたします。
この件について、市・産業振興課 商工企業誘致班 竹崎班長より
説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課 (資料4の説明)
竹崎 班長

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの市・産業振興課の説明
について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(意見交換)

議長 長 それでは、その他、何かご意見・ご質問はありませんでしょうか。
みなさんの質問に対して、完全にお答えする資料が用意できるかは
別として、できる範囲で資料を作って来月の総会でまた説明をして
いただきます。

議長 長 それでは、その他の件①についてはここで終了いたします。
竹崎班長さんありがとうございました。
(竹崎班長退席)

議 長 続きますして、その他の件② 8月広報原稿（案）について事務局より説明いたします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 (資料5の説明)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、その他の件②については、この内容で8月広報に載せてもらいます。

議 長 続きますして、その他の件③公務災害補償制度について、事務局より説明いたします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 (資料6の説明)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(意見交換)

